

周辺安全対策及び佐川町地域振興策に係る協定書の骨子案について

I 協定書の締結方法(案)

周辺安全対策及び佐川町地域振興策に係る事業、実施期間や交付方法等を文書に明記し、下記2名の署名捺印により協定書※の締結とする。

※令和元年7月2日付けで高知県と佐川町とで締結した「確認書」中4に明記されている協定書

- (1) 高知県知事
- (2) 佐川町長

II 協定書の記載内容(案)

1 佐川町地域振興策に係る事業の実施期間

- (1) 原則として新処分場の建設工事に着工する年度から概ね10年間で実施する。
- (2) 早期に着手する必要※のある事業については、R2年度からの実施できることとする。

⇒この場合、R2年度に着手する事業の実施期間はR2年度から10年間とする。

※有利な起債制度を適用するため、R2年度に事業着手する必要がある。 等

2 交付金に係る交付方法について

3 対象事業(例)

(1) 地域住民の不安解消のための取組(周辺安全対策)

- ア 流域全体を視野に入れた長竹川の増水対策(県実施分)
- イ 流域全体を視野に入れた長竹川の増水対策(町実施分)
- ウ 国道33号の交通安全対策(国への要望活動)
- エ 施設整備に伴う建設地の周辺地区(長竹、横山、竹ノ倉)における上水道整備

(2) 地域振興に寄与する事業(地域振興策)

①地域振興策(県実施分)

- ア 地域交通の安全性向上
- イ 住民の生活を災害から守る
- ウ 佐川町全体の振興策

②地域振興策(町実施分)

- ア 防災力の向上と地域交通の安全性向上
- イ 地域コミュニティの活性化
- ウ 若者定住の促進、農業集落居住者の憩いの場
- エ 佐川町全体の振興策(総合計画事業)